

→ 皆さんの声を行政サービスに生かします！

## 施設利用・窓口サービスの改善

**本** 市では、市立図書館など公共施設や市役所の窓口を快適にご利用いただけるように、市民の皆さんからのご意見を基に施設利用・窓口サービスを改善する「行政サービス評価」に取り組んでいます。

公共施設の「施設利用お客様アンケート」(昨年9月実施)では延べ9,200人、市役所の「窓口サービスお客様アンケート」(昨年11月実施)では延べ3,200人の皆さんにご協力いただきました。

全体的に「対応が親切で良かった」などサービスに対する満足度は高い傾向にありましたが、「施設の情報が分かりにくい」「設備が整っていない」などのご意見が寄せられたり(施設利用サービス)、「迅速・的確な対応」「窓口の清潔さ・快適さ」に関する満足度が低かったりしました(窓口サービス)。

この結果から、本年度は次の重点方針を掲げ、施設利用・窓口サービスの改善を進めます。

### 【施設利用サービス】

#### 重点方針

「お客様の立場に立った施設利用サービスを提供します！」

#### 改善策

- ①初めての人でも分かりやすい施設案内等の表示
- ②お客様視点による計画的効率的な施設・設備の改修
- ③専門的なご相談に的確に対応できる職員の育成

### 【窓口サービス】

#### 重点方針

「お客様の立場で迅速・的確な窓口サービスを提供します！」

#### 改善策

- ①情報共有システムを活用した迅速・的確な対応
- ②市役所の案内表示の統一と窓口の整理・整頓
- ③接客に関する研修の継続的な実施

※ことしもお客様アンケートを、公共施設(9月)と市役所(11月)で実施する予定です。ご協力をお願いします。

☎政策経営課 ☎24-1111

→ 安全で安心できる医療を担う人材募集！

## 市職員(看護師・助産師)採用試験のお知らせ

**本** 市では、安全で安心できる医療体制の充実を目指し、市職員(看護師・助産師)を次のとおり募集します。将来の医療を支える皆さんの応募をお待ちしています。

### 【看護師・助産師採用試験】

試験日 7月18日(土)

試験会場 市立総合病院

受付期間 6月1日(月)～30日(火)8時30分～17時15分  
※土・日曜を除く。

受験資格 次の①②のいずれかを満たす人

- ①昭和49年4月2日以降に生まれ、看護師または助産師の免許を持つ人が、来年5月までに免許取得見込みの人
- ②昭和39年4月2日以降に生まれ、看護師または助産師として10年以上の勤務経験がある人(看護師受験者は准看護師の経験も可)

採用人数 看護師(約20人)、助産師(若干名)

試験案内、申込書の配布場所

市立総合病院、市役所玄関案内、職員課(6階)、中央保健福祉センター玄関案内、各支所、各行政センター  
※申込書は、総合病院と市ホームページからもダウンロードできます。



☎市立総合病院総務課 ☎24-1515

→ 保険料は3年ごとに見直されます！

## 65歳以上の介護保険料が変わります

**介** 護保険は、40歳以上の方が保険料を負担し合い、介護が必要になったときに、必要な介護サービスを受けることができる制度です。

64歳までは加入している医療保険ごとに介護保険料(以下、保険料)が算定され、医療保険料(税)と合算して請求されます。一方、65歳以上の保険料(基準額)は、市が3年ごとに要介護認定者数や介護サービスの利用者数などを見込み決定します(注1)。各個人の保険料は、本人の所得などに応じて7段階に区分し、毎年計算し直します(右表参照)。

平成21年度～23年度までの保険料(基準額)が決まりましたので、変更点などをお知らせします。平成21年度保険料は、6月に送付する通知書でご確認ください。

### 【変更点】

#### ①保険料の所得段階区分

これまでの6段階の所得区分から、7段階の所得区分に変わりました(第5段階を新設)。また第4段階が2区分の保険料(特例4段階を新設)になりました。

#### ②国の特別対策

介護従事者の処遇改善のため介護報酬が引き上げられ、それに伴う保険料の上昇を抑制するため、引き上げ分について、本年度は全額、来年度は半額国が負担します。

◎平成21年度所得段階区分表

段階・区分		保険料率	保険料(年額・円)
第1段階	生活保護を受けている 老齢福祉年金を受けている(市民税非課税世帯)	基準額 ×0.50	28,500
第2段階	世帯全員が市民税非課税で 課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.75	42,800
第3段階	世帯全員が市民税非課税で 課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超	基準額 ×0.83	47,300
特例 第4段階	本人が市民税非課税で 課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下(市民税課税世帯)	基準額	57,100
第4段階	本人が市民税非課税で 課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超(市民税課税世帯)	基準額 ×1.08	61,600
第5段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が125万円以下	基準額 ×1.25	71,300
第6段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が125万円を超え、 200万円未満	基準額 ×1.50	85,600
第7段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が200万円以上		

☎長寿社会課 ☎24-1111

→ 合併4地域との地域間交流を支援します！

## 合併地域まちづくり特別事業のご活用を

**平** 成17、18年に合併した旧4町(吉井、世知原、宇久、小佐々)との地域間交流と、合併地域の振興を支援するため、合併により積み立てられた基金を活用した助成制度「合併地域まちづくり特別事業」を行っています。事業内容や助成内容など詳しくは、地域政策課が最寄りの行政センター住民課にお尋ねください。多くの皆さんの活用をお待ちしています。

### 合併地域まちづくり特別事業とは？

この事業は、合併後の新市のまちづくりの将来像を示した「まちづくり計画」の推進を目的としています。この計画を推進するため、新市の一体化と合併地域の活性化などを図る住民の皆さんが実施する地域間交流や地域文化の継承など次の6つの事業に助成を行う制度です。



### 【6つの支援事業】

地域間交流を目的とした事業(旧佐世保市域を含む)

- ①地域間交流事業  
地域イベント相互参加事業  
地域活動交流支援事業

合併地域の振興を目的とした事業(合併地域限定)

- ②既存イベント・地域文化の継承事業  
地域代表イベント継承支援事業  
地域伝統文化継承事業

- ③人材育成支援事業  
地域ガイド育成支援事業  
地域リーダー育成支援事業

- ④地域景観美化事業  
⑤住民協働のためのモデル事業  
市長が特に認める事業

- ⑥合併地域特認事業

☎地域政策課 ☎24-1111

吉井行政センター住民課 ☎64-3111

世知原行政センター住民課 ☎76-2211

宇久行政センター住民課 ☎0959-57-3111

小佐々行政センター住民課 ☎41-3111